

二級建築士又は木造建築士免許の取消し一覧

取消し年月日	建築士の氏名	二級・木造 の別	登録番号	免許取消しの理由
令和7年5月1日	甲本 等	木造	第阪神43号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和6年4月17日	中村 正己	二級	第神戸2549号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和5年7月11日	松下 昌史	二級	第洲本132号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和5年5月2日	川畑 壮八郎	二級	第7564号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和5年4月14日	吉川 奈那	二級	第2800726号	建築士法第9条第1項第1号に該当するため。
令和5年3月16日	吉田 康男	二級	第8769号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和5年3月16日	村上 朝男	二級	第7649号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和5年3月16日	坂本 芳則	二級	第4329号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和5年3月16日	中田 幾男	二級	第阪神1775号	建築士法第9条第1項第1号に該当するため。
令和4年4月25日	石川 誠一	二級	第8414号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。

令和4年4月25日	山岸 久芳	二級	第8646号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和4年4月25日	井垣 章	二級	第5124号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和4年4月25日	神澤 忠生	二級	第1355号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和4年4月25日	小西 貴文	二級	第阪神2594号	建築士法第9条第1項第2号に該当するため。
令和4年4月25日	中村 慶次	二級	第浜坂3号	建築士法第9条第1項第1号に該当するため。
令和2年6月10日	藤原 亮佑	二級	第2800716号	建築士法第9条第1項第1号に該当するため。
令和2年3月26日	檜木 陽子	二級	第2800568号	建築士法第9条第1項第1号に該当するため。